

旭川医科大学文書決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

旭川医科大学文書決裁規程の一部を改正する規程

旭川医科大学文書決裁規程（平成16年旭医大達第26号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

u003c/div>

改正後			現行																																																		
(略)			(略)																																																		
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>この規程は、令和元年8月7日から施行し、改正後の別表第2は、平成31年4月1日から適用する。</p> <p>別表第2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>名義者</th> <th>専決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(総務部総務課所掌事項)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 公印の作成，改刻及び廃止に関すること。</td> <td>学長</td> <td>事務局長</td> </tr> <tr> <td>(2) 学内の警備取締りに関すること。</td> <td>学長又は病院長</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td><u>(3) 研修医の任免に関すること。(新設)</u></td> <td><u>学長(新設)</u></td> <td><u>病院長(新設)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"><u>(総務部人事課所掌事項)(新設)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(1) 職員(教員を除く。)の任免，休業及び休職並びに給与に関すること。</u></td> <td>学長</td> <td>事務局長</td> </tr> <tr> <td><u>(2) 医員の任免に関すること。</u></td> <td>〃</td> <td>病院長</td> </tr> </tbody> </table>			事項	名義者	専決者	(略)			(総務部総務課所掌事項)			(1) 公印の作成，改刻及び廃止に関すること。	学長	事務局長	(2) 学内の警備取締りに関すること。	学長又は病院長	総務部長	<u>(3) 研修医の任免に関すること。(新設)</u>	<u>学長(新設)</u>	<u>病院長(新設)</u>	<u>(総務部人事課所掌事項)(新設)</u>			<u>(1) 職員(教員を除く。)の任免，休業及び休職並びに給与に関すること。</u>	学長	事務局長	<u>(2) 医員の任免に関すること。</u>	〃	病院長	<p>別表第2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>名義者</th> <th>専決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(総務部総務課所掌事項)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 公印の作成，改刻及び廃止に関すること。</td> <td>学長</td> <td>事務局長</td> </tr> <tr> <td>(2) 学内の警備取締りに関すること。</td> <td>学長又は病院長</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td><u>(3) 職員(教員を除く。)の任免，休業及び休職並びに給与に関すること。</u></td> <td>学長</td> <td>事務局長</td> </tr> <tr> <td><u>(4) 医員，<u>医員(研修医)及び研修医</u>の任</u></td> <td>〃</td> <td>病院長</td> </tr> </tbody> </table>			事項	名義者	専決者	(略)			(総務部総務課所掌事項)			(1) 公印の作成，改刻及び廃止に関すること。	学長	事務局長	(2) 学内の警備取締りに関すること。	学長又は病院長	総務部長	<u>(3) 職員(教員を除く。)の任免，休業及び休職並びに給与に関すること。</u>	学長	事務局長	<u>(4) 医員，<u>医員(研修医)及び研修医</u>の任</u>	〃	病院長
事項	名義者	専決者																																																			
(略)																																																					
(総務部総務課所掌事項)																																																					
(1) 公印の作成，改刻及び廃止に関すること。	学長	事務局長																																																			
(2) 学内の警備取締りに関すること。	学長又は病院長	総務部長																																																			
<u>(3) 研修医の任免に関すること。(新設)</u>	<u>学長(新設)</u>	<u>病院長(新設)</u>																																																			
<u>(総務部人事課所掌事項)(新設)</u>																																																					
<u>(1) 職員(教員を除く。)の任免，休業及び休職並びに給与に関すること。</u>	学長	事務局長																																																			
<u>(2) 医員の任免に関すること。</u>	〃	病院長																																																			
事項	名義者	専決者																																																			
(略)																																																					
(総務部総務課所掌事項)																																																					
(1) 公印の作成，改刻及び廃止に関すること。	学長	事務局長																																																			
(2) 学内の警備取締りに関すること。	学長又は病院長	総務部長																																																			
<u>(3) 職員(教員を除く。)の任免，休業及び休職並びに給与に関すること。</u>	学長	事務局長																																																			
<u>(4) 医員，<u>医員(研修医)及び研修医</u>の任</u>	〃	病院長																																																			

(3) 非常勤職員（講師，学校医及び前号に掲げる者を除く。）の任免及び給与に関する事。	事務局長	(5) 非常勤職員（講師，学校医及び前号に掲げる者を除く。）の任免及び給与に関する事。	事務局長
(4) 病院の各診療科の医長の命免に関する事。	病院長	(6) 病院の各診療科の医長の命免に関する事。	病院長
(5) 職員（部長及び課長に限る。）の内国旅行に関する事。	事務局長	(7) 職員（部長及び課長に限る。）の内国旅行に関する事。	事務局長
(6) 職員（前号に掲げる者を除く。）の内国旅行に関する事。	総務部長	(8) 職員（前号に掲げる者を除く。）の内国旅行に関する事。	総務部長
(7) 人事記録に関する事。	総務部 <u>人事課長</u>	(9) 人事記録に関する事。	総務部 <u>総務課長</u>
(8) <u>給与</u> に関する事。 (削除)	事務局長	(10) <u>普通昇給</u> に関する事。	事務局長
(9) 災害補償に関する事。	事務局長	(11) <u>扶養手当，住居手当，通勤手当及び単身赴任手当に関する事。</u>	総務部 総務課長
(10) 退職手当に関する事。	〃	(12) 災害補償に関する事。	事務局長
(11) 職員（教員を除く。）の研修に関する事。	〃	(13) 退職手当に関する事。	〃
(12) 共済組合の長期給付に関する事。	支部長	(14) 職員（教員を除く。）の研修に関する事。	〃
(略)	(略)	(15) 共済組合の長期給付に関する事。	支部長 <u>事務局長</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

【改正理由】

平成31年4月1日付けの事務局組織の改組に伴い，所要の改正を行うとともに，規定の整備を図るものである。